



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

### 賞与支払時の各保険の保険料計算について

賞与支給の時期となりました。保険料計算は下記を参考にして下さい。

**健康保険料**            標準賞与額 × 1000分の50.2 (保険料上限 287,646円)

**介護保険料**            標準賞与額 × 1000分の7.9 (保険料上限 45,267円)

**厚生年金保険**        標準賞与額 × 1000分の90.91 (保険料上限 136,365円)

※ 「標準賞与額」とは賞与支給額の1,000円未満を切り捨てた額

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、51銭以上は1円に切り上げ

**雇用保険料**            賞与支給額×1000分の4 (建設業は1000分の5)

※ 円未満端数処理は50銭以下切り捨て、50銭1厘以上は1円に切り上げ  
ただし、慣習の場合、「円未満を切り捨て」でも可

**⑨※賞与支給月に退職等で資格喪失した場合(退職日の翌日が賞与支給月の場合)、健康保険・介護保険・厚生年金保険料は徴収しません。もし徴収してしまった場合は、最後の給与で返金して下さい。雇用保険料のみ徴収します。ただし、月末退職の場合は全て徴収します。**

### 平成28年度事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修

厚生労働省が策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、職場のメンタルヘルス対策を進めるために、「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任する努力義務が規定されております。本セミナーは厚生労働省が公表しているカリキュラムに準じて、心の健康づくり計画の策定から、メンタルヘルス不調者への対応、職場復帰のための支援、職場環境等の改善など、メンタルヘルス対策に必要な知識を包括的に学ぶことができます。

**【開催日】** 平成29年1月19日(木)～20日(金)

**【会場】** 中災防 中国四国安全衛生サービスセンター

広島市西区三篠町3-25-30

**【対象者】** メンタルヘルス推進担当者、人事労務管理スタッフ、衛生管理者  
産業保健スタッフ、THPスタッフ等

**【参加料】** 中災防(賛助)会員事業場の方、THP登録者の方、または広島県労働基準協会  
会員事業場の方

30,860円

一般の方

34,970円

※中小規模事業場に対する割引サービスをご利用の場合

中災防(賛助)会員事業場の方、または広島県労働基準協会会員事業場の方

18,520円

一般の方

20,980円

《申込み・お問い合わせ先》

中央労働災害防止協会(中災防)中国四国安全衛生サービスセンター

TEL:(082)238-4707 FAX:(082)238-4716

## ～労働者50人未満の小規模事業場の方へ～ 産業保健総合支援センターの地域窓口を利用していますか？

労働者50人未満の小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することは容易ではありません。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が充実した産業保健サービスを受けられるよう、労働基準監督署管轄区域ごとに産業保健総合支援センター窓口を設けており、小規模事業場の事業者やそこで働く人々を対象として、以下の産業保健サービスを原則として無料で提供しています。

ご利用については、独立行政法人労働者健康安全機構、または産業保健総合支援センターまでお問い合わせください。

### 相談内容

- ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する面接指導

戸別訪問指導（医師などによる職場巡視など）

産業保健に関する情報

## ～派遣労働者の健康管理について～

派遣労働者の健康診断については、派遣元・派遣先それぞれの役割に応じた義務を課しています。特に以下の事項に留意しましょう。

- 派遣元事業者による一般健康診断の実施、派遣先事業場による特殊健康診断の実施の徹底
- 派遣元事業者による一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場による特殊健康診断結果の記録の保存の徹底
- 一般健康診断の事後措置に関する派遣元事業場及び派遣先事業場の十分な連携
- 派遣元事業者を通じた、労働者に対する健康診断結果の通知の保存の周知

## 労働保険事務組合 鯉城経営者協会からのお知らせ

労働保険は労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭ったとき必要な保険給付を行うなど、職場の皆さんが安心して働けるように作られた保険制度です。

正社員、パート、アルバイトなど労働者を1人でも雇用する事業主はすべて加入が義務付けられていますが、国の「労働保険未手続事業一掃対策」により、再三の加入勧奨を行っても労働保険に加入しない事業主は、職権による強制加入手続きが行われることがあります。また、労災事故が未加入中に発生して労災給付が行われた場合、労働保険料をさかのぼって納めるほかに、労災給付に要した費用についても徴収されることとなります。

まだ手続きをされていない事業主の方は、早急に手続きが必要です。

**ひとりでも労働者を雇ったら、  
労働保険に入る義務があります！**

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。